

武蔵堆海域におけるまぐろ漁業と沿岸他種漁業との操業協定書（案） 新旧対照表

新	旧	改正事由等
<p>令和8年度武蔵堆海域におけるまぐろ漁業と沿岸他種漁業との操業協定書</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会による令和8年度における日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号の13の(1)に基づき、武蔵堆海域を漁場として操業するまぐろ漁業者及び他種漁業者は、共存と互譲の精神をもって漁業の秩序を守り、漁場の有機的活用を図るため次のとおり協定する。</p> <p>武蔵堆海域 次の点1、点2、点3、点4及び点1を順次に結んだ線に囲まれた海域</p> <p>点1 北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点 点2 北緯44度18.1分の線と東経140度49.8分の線との交点 点3 北緯44度18.1分の線と東経139度49.8分の線との交点 点4 北緯45度0.1分の線と東経139度49.8分の線との交点</p> <p>協定事項</p> <p>1 船団の構成 まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業（以下「まぐろ釣り漁業」という。）承認船は、次により船団を構成して各船団ごとに船団長を定め、そのうちから総船団長1名、副総船団長4名を選出するものとする。 (1) 道内船は、それぞれの所轄海区ごとに1船団とする。 ただし、檜山振興局及び渡島総合振興局管内船は、両管内船をもって1船団とする。</p> <p>(2) 道外船にあっては、県別を問わず1船団とする。</p> <p>2 操業の方法 まぐろ釣り漁業の操業方法は、次により行うものとする。 (1) まぐろ船団は、総船団長の指示に従って操業すること。 なお、総船団長不在の場合は、副総船団長協議の上、その指示を行うこと。</p>	<p>令和7年度武蔵堆海域におけるまぐろ漁業と沿岸他種漁業との操業協定書</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会による令和8年度における日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号の13の(1)に基づき、武蔵堆海域を漁場として操業するまぐろ漁業者及び他種漁業者は、共存と互譲の精神をもって漁業の秩序を守り、漁場の有機的活用を図るため次のとおり協定する。</p> <p>武蔵堆海域 次の点1、点2、点3、点4及び点1を順次に結んだ線に囲まれた海域</p> <p>点1 北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点 点2 北緯44度18.1分の線と東経140度49.8分の線との交点 点3 北緯44度18.1分の線と東経139度49.8分の線との交点 点4 北緯45度0.1分の線と東経139度49.8分の線との交点</p> <p>協定事項</p> <p>1 船団の構成 まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業（以下「まぐろ釣り漁業」という。）承認船は、次により船団を構成して各船団ごとに船団長を定め、そのうちから総船団長1名、副総船団長4名を選出するものとする。 (1) 道内船は、それぞれの所轄海区ごとに1船団とする。 ただし、檜山振興局及び渡島総合振興局管内船は、両管内船をもって1船団とする。</p> <p>(2) 道外船にあっては、県別を問わず1船団とする。</p> <p>2 操業の方法 まぐろ釣り漁業の操業方法は、次により行うものとする。 (1) まぐろ船団は、総船団長の指示に従って操業すること。 なお、総船団長不在の場合は、副総船団長協議の上、その指示を行うこと。</p>	<p>改正事由等</p> <p>○年次の更新</p>

新	旧	改正事由等
<p>(2) 入縄時間は日の出2時間前及び日没1時間前からとし、揚縄完了は入縄開始の1時間前までとする。</p> <p>(3) 操業の順番は漁場に到着した順位をもって定め、順番船は相互確認の上、総船団長の指示のもとに操業を開始する。</p> <p>(4) 入縄については各種漁業との連絡を密にし、海区番号（沖底漁区番号による。以下同じ。）360、361、362、373、374及び375の漁場内で操業しようとするものの投入方法は、付近の10メートル浅瀬を中心基点とし、各船は南北に並列して東又は西の方向に投入しなければならぬ。</p> <p>(5) ほっけの回遊状況により、10月1日を目途として、洋上会議（無線連絡等）により、10メートル浅瀬を中心として、南側については、まぐろ釣り漁業に解放する。</p> <p>(6) はえなわの針数は500本以内とし、針の間隔は50メートルとする。ただし、374、375海域については、まぐろ漁場が狭いのため、はえなわの針数を300本以内とする。</p> <p>(7) 入縄船の間隔は、0.3マイル（約555メートル）を保ち、入縄開始後遅れて入縄しようとする場合、割込みしてはならない。</p> <p>(8) 漁具には標識（ボンゼン）を付け、船名及び所属漁業協同組合名を明記しなければならない。</p> <p>(9) 縄がかりの場合は相手と連絡をとり、両者立会いの上、揚縄しなければならぬ。</p> <p>(10) いか釣り漁業の盛漁期におけるまぐろ釣り漁業は、10メートル浅瀬の中心を通る緯度線以南とその経度線以西については、日没1時間前から24時まで操業できるものとする。</p>	<p>(2) 入縄時間は日の出2時間前及び日没1時間前からとし、揚縄完了は入縄開始の1時間前までとする。</p> <p>(3) 操業の順番は漁場に到着した順位をもって定め、順番船は相互確認の上、総船団長の指示のもとに操業を開始する。</p> <p>(4) 入縄については各種漁業との連絡を密にし、海区番号（沖底漁区番号による。以下同じ。）360、361、362、373、374及び375の漁場内で操業しようとするものの投入方法は、付近の10メートル浅瀬を中心基点とし、各船は南北に並列して東又は西の方向に投入しなければならぬ。</p> <p>(5) ほっけの回遊状況により、10月1日を目途として、洋上会議（無線連絡等）により、10メートル浅瀬を中心として、南側については、まぐろ釣り漁業に解放する。</p> <p>(6) はえなわの針数は500本以内とし、針の間隔は50メートルとする。ただし、374、375海域については、まぐろ漁場が狭いのため、はえなわの針数を300本以内とする。</p> <p>(7) 入縄船の間隔は、0.3マイル（約555メートル）を保ち、入縄開始後遅れて入縄しようとする場合、割込みしてはならない。</p> <p>(8) 漁具には標識（ボンゼン）を付け、船名及び所属漁業協同組合名を明記しなければならない。</p> <p>(9) 縄がかりの場合は相手と連絡をとり、両者立会いの上、揚縄しなければならぬ。</p> <p>(10) いか釣り漁業の盛漁期におけるまぐろ釣り漁業は、10メートル浅瀬の中心を通る緯度線以南とその経度線以西については、日没1時間前から24時まで操業できるものとする。</p>	

新	旧	改正事由等
<p>3 各種漁具敷設位置の周知徹底  (1) 刺し網漁業（ほっけ、すけとうだら、たら各刺し網漁業）、えびかご漁業及びいか釣り漁業の各代表者は、武蔵堆海域に関係漁具を敷設したときは、その敷設場所等を無線連絡をもってまぐろの各船団長に報告し、各船団長は責任をもって報告を受けた内容を船団に周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 前項の各刺し網漁業者及びえびかご漁業者は、漁具敷設中は標識のボンデン等に船名、所属漁業協同組合名を明記し、夜間にあつては蛍光塗料を付したものを使用すること。</p> <p>4 安全操業  (1) 操業中気象が急変し又はそのおそれがあると判断したときは、総船団長は各船団長と協議して、帰港の指令を発することがある。</p> <p>(2) 荒天の場合は単独操業を禁止する。</p> <p>(3) 船間の無線連絡は、1 W27, 724 k H z を使用する。</p> <p>(4) いか釣り漁業者は、まぐろ漁業者との船間連絡は、1 W27, 676 k H z を使用する。</p> <p>5 自主規制及び被害補償  (1) 本協定の違反を確認した者は、この旨船団長に報告することとし、船団長は違反者に対し次期操業を3なごの間、停止させるものとする。</p> <p>(2) 本協定を遵守するも万一他種漁業の漁具に被害が発生した場合は、関係当事者間において、操業期間中に誠意をもって解決を図るものとする。</p> <p>6 操業協定事項の徹底  各関係漁業協同組合は、以上の趣旨を責任をもって関係漁業者への指導浸透を図り、いやしくも本協定の不知をもって抗弁することのないよう周知徹底しなければならない。</p>	<p>3 各種漁具敷設位置の周知徹底  (1) 刺し網漁業（ほっけ、すけとうだら、たら各刺し網漁業）、えびかご漁業及びいか釣り漁業の各代表者は、武蔵堆海域に関係漁具を敷設したときは、その敷設場所等を無線連絡をもってまぐろの各船団長に報告し、各船団長は責任をもって報告を受けた内容を船団に周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 前項の各刺し網漁業者及びえびかご漁業者は、漁具敷設中は標識のボンデン等に船名、所属漁業協同組合名を明記し、夜間にあつては蛍光塗料を付したものを使用すること。</p> <p>4 安全操業  (1) 操業中気象が急変し又はそのおそれがあると判断したときは、総船団長は各船団長と協議して、帰港の指令を発することがある。</p> <p>(2) 荒天の場合は単独操業を禁止する。</p> <p>(3) 船間の無線連絡は、1 W27, 724 k H z を使用する。</p> <p>(4) いか釣り漁業者は、まぐろ漁業者との船間連絡は、1 W27, 676 k H z を使用する。</p> <p>5 自主規制及び被害補償  (1) 本協定の違反を確認した者は、この旨船団長に報告することとし、船団長は違反者に対し次期操業を3なごの間、停止させるものとする。</p> <p>(2) 本協定を遵守するも万一他種漁業の漁具に被害が発生した場合は、関係当事者間において、操業期間中に誠意をもって解決を図るものとする。</p> <p>6 操業協定事項の徹底  各関係漁業協同組合は、以上の趣旨を責任をもって関係漁業者への指導浸透を図り、いやしくも本協定の不知をもって抗弁することのないよう周知徹底しなければならない。</p>	

新	旧	改正事由等
<p>7 有効期間 この協定の有効期間は、令和8年7月1日から令和8年12月31日までとする。</p> <p>8 その他前各項に定めのない事項については、各船団長協議の上、決定するものとする。</p> <p>以上の協定を遵守するため、相互に押印し、関係代表者それぞれ押印した写し各1通を保有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">令和8年__月__日</p>	<p>7 有効期間 この協定の有効期間は、令和7年7月1日から令和7年12月31日までとする。</p> <p>8 その他前各項に定めのない事項については、各船団長協議の上、決定するものとする。</p> <p>以上の協定を遵守するため、相互に押印し、関係代表者それぞれ押印した写し各1通を保有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">令和7年6月30日</p>	<p>○年次の更新</p> <p style="text-align: center;">○年次の更新</p>

新	旧	改正事由等
<p>まぐろ漁業代表者</p> <p>宗谷地区 宗谷管内まぐろ漁業協議会 会長 佐々木 隆敏</p> <p>留萌地区 留萌管内まぐろ漁業協議会 会長 三浦 順一</p> <p>渡島檜山地区 戸井まぐろ船団 船団長 中谷 富一</p> <p>道外 千葉県まぐろ漁業者 嶋津 圭一</p> <p>沿岸漁業代表者</p> <p>宗谷地区 利札地区各種刺し網等漁業者 (香深漁業協同組合代表理事組合長) 代表 山田 勝行</p> <p>留萌地区 留萌管内えびかご漁業協議会 会長 村上 忍</p> <p>石狩後志地区 北後志えび籠漁業協議会 会長 柳谷 勝明</p>	<p>まぐろ漁業代表者</p> <p>宗谷地区 宗谷管内まぐろ漁業協議会 会長 佐々木 隆敏</p> <p>留萌地区 留萌管内まぐろ漁業協議会 会長 三浦 順一</p> <p>渡島檜山地区 戸井まぐろ船団 船団長 中谷 富一</p> <p>道外 千葉県まぐろ漁業者 嶋津 圭一</p> <p>沿岸漁業代表者</p> <p>宗谷地区 利札地区各種刺し網等漁業者 (香深漁業協同組合代表理事組合長) 代表 山田 勝行</p> <p>留萌地区 留萌管内えびかご漁業協議会 会長 村上 忍</p> <p>石狩後志地区 北後志えび籠漁業協議会 会長 柳谷 勝明</p>	

新	旧	改正事由等
<p>いか釣り漁業代表者</p> <p>宗谷地区 宗谷利礼いか釣り漁業協議会 会長 工藤 実</p> <p>留萌地区 留萌管内いか釣り漁業協議会 会長 佐藤 満</p> <p>石狩後志地区 南後志いか釣り漁業協議会 会長 川崎 功</p> <p>北後志いか釣り漁業協議会 会長 杉野 秀幸</p> <p>立会人</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会長 桜庭 研兒</p>	<p>いか釣り漁業代表者</p> <p>宗谷地区 宗谷利礼いか釣り漁業協議会 会長 工藤 実</p> <p>留萌地区 留萌管内いか釣り漁業協議会 会長 佐藤 満</p> <p>石狩後志地区 南後志いか釣り漁業協議会 会長 川崎 功</p> <p>北後志いか釣り漁業協議会 会長 杉野 秀幸</p> <p>立会人</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会長 桜庭 研兒</p>	

令和8年度

武蔵堆海域におけるまぐろ漁業と  
沿岸他種漁業との操業協定書

(案)

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会  
(宗谷海区漁業調整委員会)

# 令和8年度武蔵堆海域におけるまぐろ漁業と 沿岸他種漁業との操業協定書

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会による令和8年度における日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号の13の(1)に基づき、武蔵堆海域を漁場として操業するまぐろ漁業者及び他種漁業者は、共存と互譲の精神をもって漁業の秩序を守り、漁場の有機的活用を図るため次のとおり協定する。

## 武蔵堆海域

次の点1、点2、点3、点4及び点1を順次に結んだ線に囲まれた海域

- 点1 北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点2 北緯44度18.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点3 北緯44度18.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
- 点4 北緯45度0.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

## 協 定 事 項

### 1 船団の構成

まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業(以下「まぐろ釣り漁業」という。)承認船は、次により船団を構成して各船団ごとに船団長を定め、そのうちから総船団長1名、副総船団長4名を選出するものとする。

(1) 道内船は、それぞれの所轄海区ごとに1船団とする。

ただし、檜山振興局及び渡島総合振興局管内船は、両管内船をもって1船団とする。

(2) 道外船にあっては、県別を問わず1船団とする。

### 2 操業の方法

まぐろ釣り漁業の操業方法は、次により行うものとする。

(1) まぐろ船団は、総船団長の指示に従って操業すること。

なお、総船団長不在の場合は、副総船団長協議の上、その指示を行うこと。

- (2) 入縄時間は日の出2時間前及び日没1時間前からとし、揚縄完了は入縄開始の1時間前までとする。
- (3) 操業の順番は漁場に到着した順位をもって定め、順番船は相互確認の上、総船団長の指示のもとに操業を開始する。
- (4) 入縄については各種漁業との連絡を密にし、海区番号（沖底漁区番号による。以下同じ。）360、361、362、373、374及び375の漁場内で操業しようとするものの投入方法は、付近の10メートル浅瀬を中心基点とし、各船は南北に並列して東又は西の方向に投入しなければならない。
- (5) ほっけの回遊状況により、10月1日を目途として、洋上会議（無線連絡等）により、10メートル浅瀬を中心として、南側については、まぐろ釣り漁業に解放する。
- (6) はえなわの針数は500本以内とし、針の間隔は50メートルとする。  
ただし、374、375海域については、まぐろ漁場が狭あいのため、はえなわの針数を300本以内とする。
- (7) 入縄船の間隔は、0.3マイル（約555メートル）を保ち、入縄開始後遅れて入縄しようとする場合、割込みしてはならない。
- (8) 漁具には標識（ボンデン）を付け、船名及び所属漁業協同組合名を明記しなければならない。
- (9) 縄がかりの場合は相手と連絡をとり、両者立会いの上、揚縄しなければならない。
- (10) いか釣り漁業の盛漁期におけるまぐろ釣り漁業は、10メートル浅瀬の中心を通る緯度線以南とその経度線以西については、日没1時間前から24時まで操業できるものとする。

### 3 各種漁具敷設位置の周知徹底

- (1) 刺し網漁業（ほっけ、すけとうだら、たら各刺し網漁業）、えびかご漁業及びいか釣り漁業の各代表者は、武蔵堆海域に係る漁具を敷設したときは、その敷設場所等を無線連絡をもってまぐろの各船団長に報告し、各船団長は責任をもって報告を受けた内容を船団に周知徹底を図るものとする。
- (2) 前項の各刺し網漁業者及びえびかご漁業者は、漁具敷設中は標識のボンデン等に船名、所属漁業協同組合名を明記し、夜間にあつては蛍光塗料を付したものを使用すること。

### 4 安全操業

- (1) 操業中気象が急変し又はそのおそれがあると判断したときは、総船団長は各船団長と協議して、帰港の指令を発することがある。
- (2) 荒天の場合は単独操業を禁止する。
- (3) 船間の無線連絡は、1 W27,724 k H z を使用する。
- (4) いか釣り漁業者は、まぐろ漁業者との船間連絡は、1 W27,676 k H z を使用する。

### 5 自主規制及び被害補償

- (1) 本協定の違反を確認した者は、この旨船団長に報告することとし、船団長は違反者に対し次期操業を3なぎの間、停止させるものとする。
- (2) 本協定を遵守するも万一他種漁業の漁具に被害が発生した場合は、関係当事者間において、操業期間中に誠意をもって解決を図るものとする。

### 6 操業協定事項の徹底

各関係漁業協同組合は、以上の趣旨を責任をもって関係漁業者への指導浸透を図り、いやしくも本協定の不知をもって抗弁することのないよう周知徹底しなければならない。

7 有効期間

この協定の有効期間は、令和8年7月1日から令和8年12月31日までとする。

8 その他前各項に定めのない事項については、各船団長協議の上、決定するものとする。

以上の協定を遵守するため、相互に押印し、関係代表者それぞれ押印した写し各1通を保有するものとする。

令和8年\_\_月\_\_日

まぐろ漁業代表者

宗谷地区

宗谷管内まぐろ漁業協議会

会 長 佐々木 隆敏

留萌地区

留萌管内まぐろ漁業協議会

会 長 三浦 順一

渡島檜山地区

戸井まぐろ船団

船団長 中谷 富一

道 外

千葉県まぐろ漁業者

鳴津 圭一

沿岸漁業代表者

宗谷地区

利礼地区各種刺し網等漁業者

(香深漁業協同組合代表理事組合長)

代 表 山田 勝行

留萌地区

留萌管内えびかご漁業協議会

会 長 村上 忍

石狩後志地区

北後志えび籠漁業協議会

会 長 柳谷 勝明

いか釣り漁業代表者

宗谷地区

宗谷利礼いか釣り漁業協議会  
会 長 工 藤 実

留萌地区

留萌管内いか釣り漁業協議会  
会 長 佐 藤 満

石狩後志地区

南後志いか釣り漁業協議会  
会 長 川 崎 功

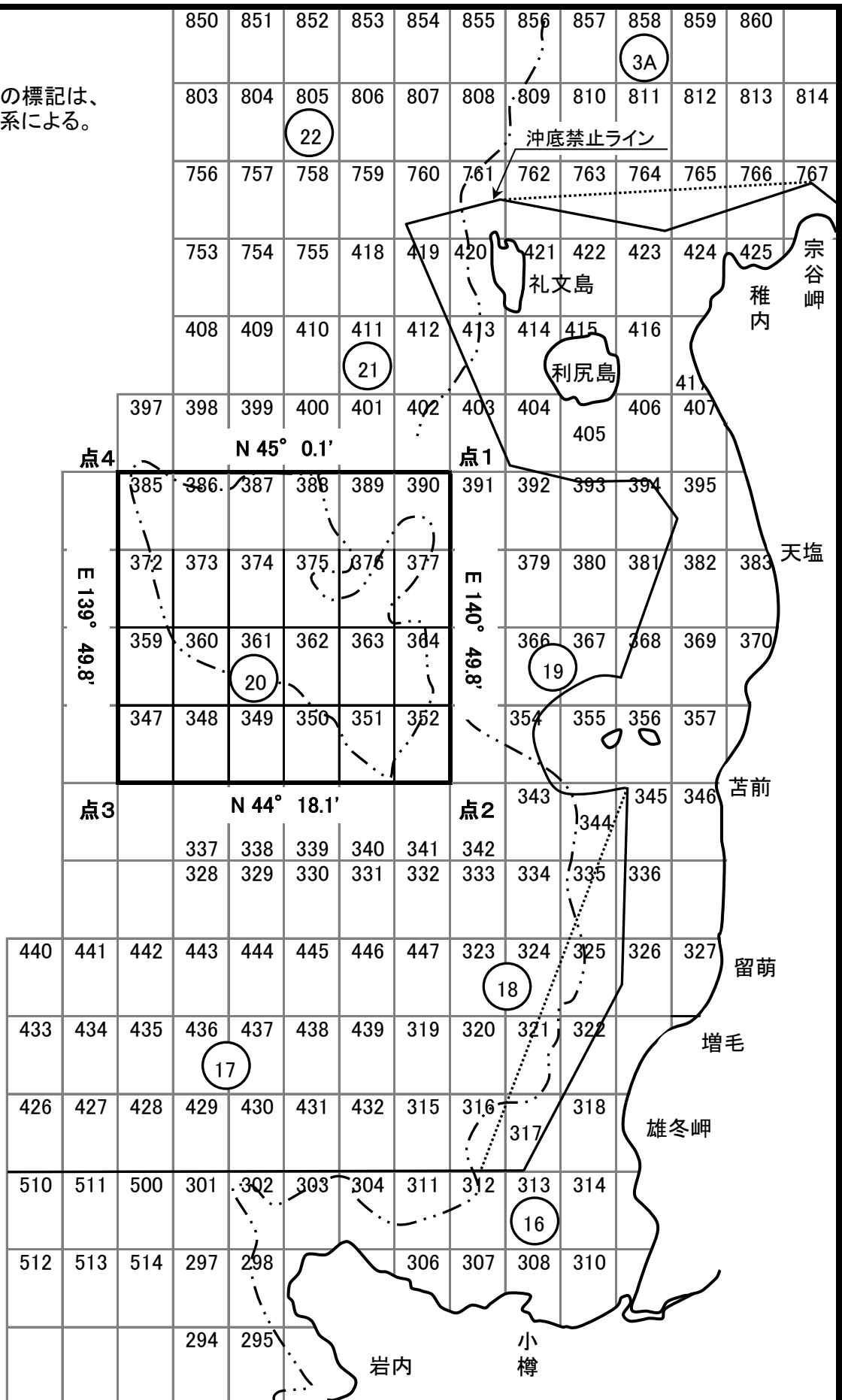
北後志いか釣り漁業協議会  
会 長 杉 野 秀 幸

立 会 人

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会  
会 長 桜 庭 研 兒

# 武蔵堆海域操業区域図

※ 緯度経度の標記は、  
世界測地系による。



令和8年度

留萌海域におけるまぐろ漁業と沿岸他種漁業との  
操業協定書（案）

留萌海区漁業調整委員会

## 令和8年度留萌海域におけるまぐろ漁業と 沿岸他種漁業との操業協定書

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会による令和8年度日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号の1(1)のイ留萌海域を漁場として操業するまぐろ漁業者及び他種漁業者は、共存と互譲の精神をもって漁業の秩序を守り、漁場の有機的活用を図るため、これに伴う事項について、次のとおり協定する。

### 協定事項

#### 1 まぐろ漁業者の遵守事項

留萌海域におけるまぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業（以下「まぐろ釣り漁業」という。）の操業は、次のとおりとする。

##### (1) はえなわ及び一本釣り漁業の操業場所

はえなわ漁業の操業場所は、別図に示す海域内で操業するものとする。操業の内容については漁業者間で細部協定をするものとする。一本釣り漁業が、はえなわ漁業の操業海域において操業するときは、はえなわ漁業に支障のないよう自粛操業することとし、その他の海域については他種漁業に被害を与えないように努めるものとする。

##### (2) 操業隻数の制限

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号の1(1)のイの海域のうち、次に掲げる海域内で操業できる漁船の隻数は140隻以内とする。

次の基点第8号、点17、点18及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第8号 初山別村と羽幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第9号 苫前郡苫前町古丹別川河口左岸

点 17 基点第8号から290度30分の線と東経141度30.8分の線との交点

点 18 基点第9号から270度の線と東経141度30.8分の線との交点

(3) 船団編成と船団の操業

まぐろ釣り漁業海域で操業するときは、船団を編成し、船団長の指示により船団操業をするものとする。

なお、操業の細部や船団相互の連絡を密にするため随時各船団長が協議し、円滑なる操業につとめるものとする。

なお、船団編成は別途協議して決定するものとする。

(4) まぐろ釣り漁業の漁法及び操業時期については、別途漁業者間の細部協定会議において定めるものとする。

2 他種漁業者の遵守事項

(1) 漁具標識

沿岸他種漁業の漁具の敷設中は、ボンデンの標識を明確にし、船名、標札を付するものとする。

(2) たこ漁業の漁具の揚げる海域と時期

たこ漁業の漁具の揚げる海域と時期及びこれに伴う細部については、次のとおりとする。

海域	たこ漁具の揚げる海域と時期		摘 要
	海 域	時 期	
増毛沖合、留萌沖合	距岸 8,200メートル以遠の海域（雄冬ダシの線から以遠の海域）	9月 ～ 10月	まぐろ釣り漁業が当海域で操業する場合は、関係漁業者と事前に協議する。
小平沖合、苫前沖合	小平町鬼鹿と苫前町力昼の境界付近の海域	9月 ～ 10月	海域の細部協定については、新星マリン、北るもい両漁協組の関係者が協議のうえ決定する。
羽幌沖合	羽幌礁付近海域	9月 ～ 11月	海域の細部協定については、関係漁業者間で協議のうえ決定する。

初山別 沖合	羽幌町、初山別村 境界付近の大型魚 礁の付近海域	9月 ～ 11月	海域の細部設定及び時期については関係漁業者間で協議のうえ決定する。
天塩 沖合	遠別町、天塩町の 沖合大型魚礁付近 水深42メートル長さ (南北) 2,500 メートル幅 450メ ートルの海域	9月 ～ 11月	海域の細部設定及び時期については遠別、北るもい両漁協組の関係者が協議のうえ決定する。
焼尻島 周辺	焼尻島の通称ヒラ メ場所	9月 ～ 10月	細部については関係漁業者間で協議のうえ決定する。
天売島 周辺	天売島周辺	9月 ～ 11月	同上

なお、細部（時期を含め）について、早い時期（まぐろ釣り漁業の操業の以前）に協議を終えるものとする。

### 3 被害処理

(1) 被害が発生した場合は、当事者間において操業期間中に誠意をもって解決を図るものとし、当事者間において協議が整わないとき、又は加害者の明確でない被害処理については、別に設置する被害処理委員会の決定に従うものとする。

#### (2) 被害処理積立金

この海域において、まぐろ釣り漁業の操業により万一他種漁業の漁具に被害が発生した場合の被害処理を行うため、まぐろ漁業者は予め、次の区分により被害処理積立金を積立てるものとする。

この積立金に不足を生じ、また、そのおそれがある場合は、速やかに追加積立をするものとし、余剰金を生じた場合は漁期終了後返

戻すものとする。

ア 留萌海域

船舶総トン数	0～ 5トン未満	3, 000円
	5～10トン未満	5, 000円
	10～15トン未満	8, 000円
	15～20トン未満	10, 000円

イ 武蔵堆海域

船舶総トン数	0～ 5トン未満	3, 000円
	5～10トン未満	5, 000円
	10～20トン未満	10, 000円

4 被害処理委員会

被害処理委員会の規定は、別に定めるものとする。

5 操業協定事項の徹底

各関係漁協は以上の趣旨を責任を持って関係漁業者への指導浸透を図り、いやしくも本協定の不知をもって抗弁することの無いよう周知徹底をしなければならない。

6 有効期間

この協定の有効期間は、令和8年7月1日から令和8年12月31日までとする。

以上の協定を遵守するため相互署名押印し、留萌海区漁業調整委員会がこの本書を保有する。

令和8年 月 日

まぐろ漁業者代表

沿岸漁業者代表

所属漁協	氏名	所属漁協	氏名
北るもい（本所）	逢坂春男	北るもい（本所）	清水和也
（天塩）	菅井文人	（天塩）	菅井好文
（初山別）	土門元太	（初山別）	加藤一裕
（天売）	三浦信明	（天売）	佐藤満夫
（焼尻）	佐藤任俊	（焼尻）	佐藤満博
（苫前）	木村幸雄	（苫前）	太田智之
遠別	大村則明	遠別	千葉昭義
新星マリン（鬼鹿）	嶋本直幸	新星マリン（留萌）	佐賀弘三
		（鬼鹿）	角谷博美
増毛	林一了	増毛	杉山直樹
利尻	佐々木隆敏		
管外	嶋津圭一		

立会人

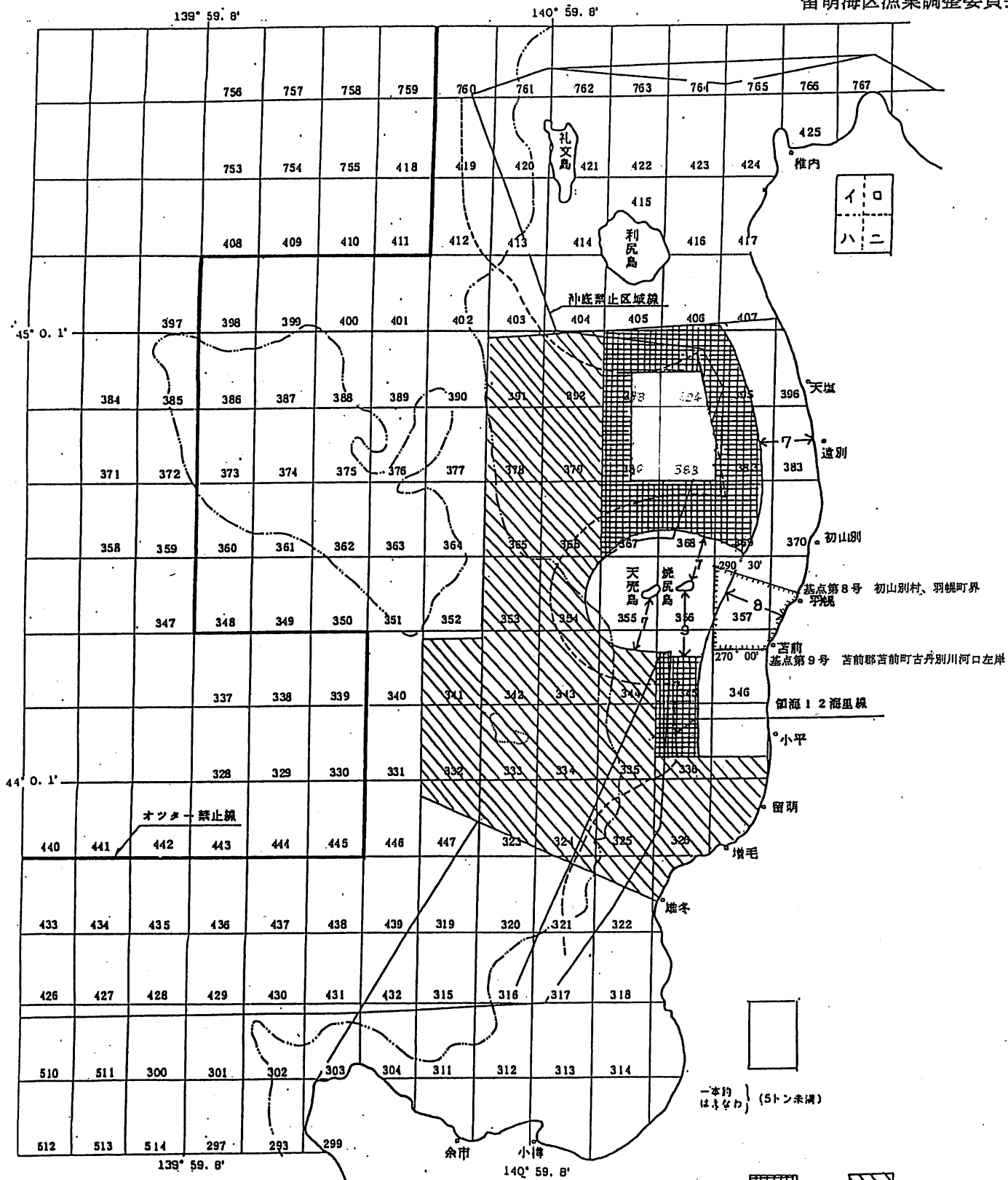
留萌海区漁業調整委員会

会長 石田和夫

# 留萌管内

# まぐろ漁業操業海域略図

留萌海区漁業調整委員会



## 秩序を守って明るい操業

## 令和8年度まぐろ漁業細部協定書

令和8年度の留萌海域（日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号（令和8年 月 日 日ま連第 号）1の（1）のイに定める海域）における、まぐろ釣り漁業の操業について、令和8年 月 日取り決めた「令和8年度留萌海域におけるまぐろ漁業と他種漁業との操業協定」に基づき、まぐろ漁業者の操業細部について次のとおり協定する。

### 記

#### 1 操業海域について

##### （1） 小型船

天売島、焼尻島周辺海域7マイル以内の海域（南側海域については一部焼尻島より9マイル以内の海域）とする。（別図のとおり）

##### （2） 大型船

A・B・C・Dに区画した指定海域とする。（別図のとおり）

#### 2 船団の編成について

（1） 小型船は、別途協議のうえ定める。

（2） 大型船は、留萌管内船 3船団（1船団10隻）

留萌管外船 1船団（1船団 8隻）

とする。なお、管外船8隻については漁船を指定しない。

#### 3 操業方法について

（1） 指定海域A・B・C・Dを順次輪番で船団が使用する。

（2） 指定海域A・B・C・Dにおける操業船数は、10隻を基準の隻数とする。

- (3) 管外船は、指定海域外の海域において操業する場合にあっては、管内船が入れ縄した後の海域（漁場）を使用するものとする。  
なお、指定海域であっても使用していない海域（漁場）がある場合は指定海域優先使用の船団長に連絡のうえ、使用出来るものとする。
- (4) 指定海域におけるはえなわの長さは、7.5マイル以内とする。
- (5) 隣船との、縄と縄との間隔は、0.5マイルとする。
- (6) 入れ縄開始の時間は、午前2時から午後3時までとし、各船団長が協議して決定する。

#### 4 沖止めについて

4船団のうち2船団の長が出漁の中止、若しくは操業の中止と判断した場合は、全船が出漁若しくは操業を中止（帰港）するものとする。

#### 5 船団長の選出について

各船団の長を1名選出し、さらに総船団長1名を選出する。

#### 6 その他について

- (1) この協定事項に定めるほか、必要事項が生じた場合にあっては、その都度総船団長と留萌管内まぐろ漁業協議会とが協議し取り決めるものとする。
- (2) この協定を証するため代表漁業者が調印し、留萌海区漁業調整委員会がこの本書を保有する。

令和8年 月 日

留萌管内まぐろ漁業協議会

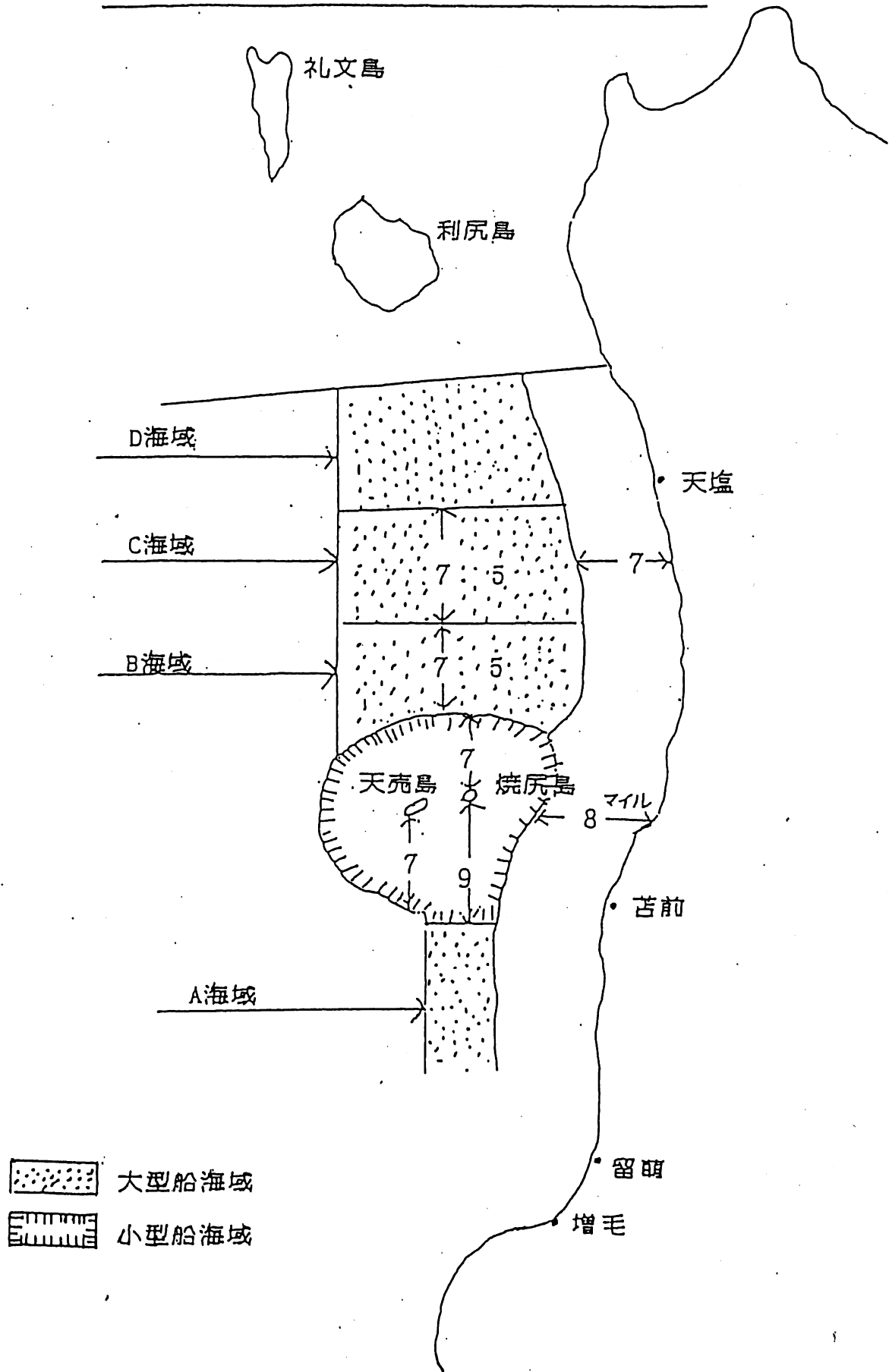
会 長 (天 売) 三 浦 順 一

副会長 (天 売) 三 浦 信 明

(羽 幌) 逢 坂 春 男

立 会 人 留萌海区漁業調整委員会  
会 長 石 田 和 夫

まぐろ漁業操業海域略図



令和8年度

石狩後志海域におけるまぐろ漁業と沿岸漁業との  
操業協定書(案)

石狩後志海区漁業調整委員会

## 令和8年度石狩後志海域における まぐろ漁業と沿岸他種漁業との操業協定書（案）

石狩後志海域において、まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業（以下「まぐろ釣り漁業」という。）を営む者及び沿岸他種漁業を営む者は、漁業相互間の円滑な操業と漁業秩序の確立を図るため次のとおり協定する。

### 協 定 事 項

- 1 まぐろ漁業者は、次の事項を遵守するものとする。
  - (1) 船団の編成及び船団名簿の提示
    - イ まぐろ漁業の承認船は、次により船団を編成し、各船団ごとに船団長及び副船団長2名を選出するものとする。
      - 北後志地区まぐろはえなわ漁業船団
      - 北後志地区まぐろ釣り漁業船団
      - 南後志地区まぐろ漁業船団
      - 管外（道外船等）まぐろ釣り漁業船団
    - ロ 船団名簿の提示  
各船団は船団ごとに船団名簿を作成し、沿岸他種漁業者側に提示すること。
  - (2) 操業の規制
    - イ まぐろ漁業者は、定置網漁業（ほっけ・まぐろ・さけ定置網漁業を除く。）及び区画漁業の漁具敷設場所から400メートル以上、ほっけ・まぐろ・さけ定置網漁業及びその他の漁具敷設場所から1,000メートル以上離れて操業し、万一これらの漁具にはえなわ等が絡んだときは、慎重にこれを取りはずし損傷を与えないこと。
    - ロ はえなわの針数は、500本以内とし、針の間隔は50メートル以内とする。
- 2 沿岸他種漁業者は、次の事項を遵守するものとする。
  - (1) 沿岸他種漁業者は、漁具を敷設したときは、漁具の敷設場所を明示した図面を作成し、まぐろ漁業者側に提示し、漁具敷設位置の周知徹底を図るものとする。
  - (2) 定置網漁業（ほっけ・まぐろ・さけ定置網漁業を含む。）及び区画漁業の漁具敷設中は昼間にあつてはボンデンを身網の沖側に水面1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電燈、その他の照明による標識を1個以上当該漁具に設置すること。
  - (3) 刺し網漁業、たこ箱漁業、たこ空釣り網漁業、底建網漁業、えびかご漁業等の漁具敷設中は、ボンデン標識を明確にし、船名を記した表札及び夜間にあつては電燈又は蛍光塗料を付すこと。
- 3 本協定を遵守するも万一漁具被害が発生したときは、関係当事者間において操業期間中に誠意をもって解決を図るものとする。
- 4 操業協定事項の徹底  
各関係漁業協同組合は、以上の趣旨を責任をもって関係漁業者への指導浸透を図り、いやしくも本協定の不知をもって抗弁することのない周知徹底しなければならない。
- 5 まぐろ漁業の各船団長及び沿岸他種漁業の船団長は、漁具被害の未然防止を図るため、相互間の船間連絡を密にするものとする。

- 6 協定の有効期間は令和8年7月1日から令和8年12月31日までとする。
- 7 その他前各項に定めのない事項については、各船団長協議のうえ決定するものとする。

以上の協定を遵守するため相互署名押印し、石狩後志海区漁業調整委員会がこの本書を保有する。

令和8年6月 日

#### まぐろ漁業者

後志総合振興局管内代表  
北後志地区まぐろはえなわ漁業船団  
(東しゃこたん漁業協同組合所属)

北後志地区まぐろ釣り漁業船団  
(東しゃこたん漁業協同組合所属)

南後志地区まぐろ漁業船団  
(古宇郡漁業協同組合所属)

渡島総合振興局管内代表  
戸井まぐろ船団  
(戸井漁業協同組合所属)

道 外  
千葉県小型まぐろ漁業県外出漁船団  
(新勝浦市漁業協同組合所属)

#### 沿岸漁業者

北後志地区代表  
北後志えび籠漁業協議会  
(余市郡漁業協同組合所属)

南後志地区代表  
(岩内郡漁業協同組合所属)

#### 立会人

石狩後志海区漁業調整委員会



## 「渡島檜山海域におけるまぐろ漁業の操業協定書（案）」新旧対照表

令和8年度（案）	令和7年度	改正理由等
<p>渡島檜山海域におけるまぐろ漁業の操業協定書</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会による令和8年度における日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号、1の（1）の工、渡島檜山海域を漁場として操業する漁業者は、共存と互譲の精神をもって漁業の秩序を守り漁場の有機的活用を図るため、次のとおり協定する。</p> <p style="text-align: center;">協 定 事 項</p> <p>1. 船団の編成 まぐろ漁業承認船は、次により船団を編成して各船団ごとに船団長1名、副船団長1名を選出するものとする。 （1） 渡島総合振興局及び檜山振興局管内船は、各地区ごとに1船団とする。 （2） 道内船（渡島総合振興局及び檜山振興局管内船を除く）は、所属海区ごとに1船団とするが、渡島地区の船団又は檜山地区の船団のいずれかに所属出来るものとする。 （3） 道外船にあつては、県別に1船団とするが、渡島地区の船団又は檜山地区の船団のいずれかに所属することが出来るものとする。</p> <p>2. 操業方法 まぐろ漁業の操業方法は、次により行うものとする。 （1） まぐろ船団は、船団長の指示に従って操業すること。なお、船団長不在の場合は、副船団長が指示を行うこと。 （2） 生きトビウオの使用は禁止する。 （3） 他船の漁具が流れていても、当該船からの依頼のない限り絶対に揚げないこと。 （4） 操業中の船間無線連絡は、1W（27, 964KHZ）を使用すること。 （5） 漁具には標識を付け船名及び所属組合名を明記する</p>	<p>渡島檜山海域におけるまぐろ漁業の操業協定書</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会による令和7年度における日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号、1の（1）の工、渡島檜山海域を漁場として操業する漁業者は、共存と互譲の精神をもって漁業の秩序を守り漁場の有機的活用を図るため、次のとおり協定する。</p> <p style="text-align: center;">協 定 事 項</p> <p>1. 船団の編成 まぐろ漁業承認船は、次により船団を編成して各船団ごとに船団長1名、副船団長1名を選出するものとする。 （1） 渡島総合振興局及び檜山振興局管内船は、各地区ごとに1船団とする。 （2） 道内船（渡島総合振興局及び檜山振興局管内船を除く）は、所属海区ごとに1船団とするが、渡島地区の船団又は檜山地区の船団のいずれかに所属出来るものとする。 （3） 道外船にあつては、県別に1船団とするが、渡島地区の船団又は檜山地区の船団のいずれかに所属することが出来るものとする。</p> <p>2. 操業方法 まぐろ漁業の操業方法は、次により行うものとする。 （1） まぐろ船団は、船団長の指示に従って操業すること。なお、船団長不在の場合は、副船団長が指示を行うこと。 （2） 生きトビウオの使用は禁止する。 （3） 他船の漁具が流れていても、当該船からの依頼のない限り絶対に揚げないこと。 （4） 操業中の船間無線連絡は、1W（27, 964KHZ）を使用すること。 （5） 漁具には標識を付け船名及び所属組合名を明記する</p>	<p>・年度の更新。</p>

令和8年度（案）	令和7年度	改正理由等
<p>こと。</p> <p>(6) えさ釣又は操業を行うときは、必ず2隻以上で出漁すること。</p> <p>(7) 引き釣及び浮き流し漁法の操業については、次により行うものとする。</p> <p>ア、当該海域で承認船が操業する場合、各船団の船団長並びに副船団長は協議のうえ操業開始時刻を決定し、各船はこれに従い操業しなければならない。</p> <p>イ、浮き流し漁法の浮き個数は7個以内とする。</p> <p>ただし、離島小島周辺1.5マイル以内は夜明け後2時間は浮き玉4個以内とし、浮き玉の総延長は200メートル以内とする。</p> <p>ウ、浮き流し操業船の間隔は50メートル以上とする。</p> <p>エ、引き釣り漁法のハリスの長さは100メートル以内とする。</p> <p>ただし、ジャンボ漁法で操業する場合は、漁具の長さ300メートル以内とする。</p> <p>オ、魚群を最初に発見し旋回している船に対して他船はその操業を妨げてはならない。</p> <p>(8) 延縄漁法の操業については、次により行うものとする。</p> <p>ただし、渡島檜山地区の操業船は地区部会の操業規約に準ずることとする。</p> <p>ア、操業禁止区域</p> <p>次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び基点第7号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって、囲まれた海域。</p> <p>基点第1号 島牧、久遠両郡界と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>基点第2号 奥尻郡奥尻町神威脇港北防波堤灯台中心点</p> <p>基点第3号 奥尻郡奥尻町青苗岬灯台中心点</p> <p>基点第4号 檜山・松前両郡界と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>基点第5号 松前郡松前町札前漁港西防波堤灯台中心点</p>	<p>こと。</p> <p>(6) えさ釣又は操業を行うときは、必ず2隻以上で出漁すること。</p> <p>(7) 引き釣及び浮き流し漁法の操業については、次により行うものとする。</p> <p>ア、当該海域で承認船が操業する場合、各船団の船団長並びに副船団長は協議のうえ操業開始時刻を決定し、各船はこれに従い操業しなければならない。</p> <p>イ、浮き流し漁法の浮き個数は7個以内とする。</p> <p>ただし、離島小島周辺1.5マイル以内は夜明け後2時間は浮き玉4個以内とし、浮き玉の総延長は200メートル以内とする。</p> <p>ウ、浮き流し操業船の間隔は50メートル以上とする。</p> <p>エ、引き釣り漁法のハリスの長さは100メートル以内とする。</p> <p>ただし、ジャンボ漁法で操業する場合は、漁具の長さ300メートル以内とする。</p> <p>オ、魚群を最初に発見し旋回している船に対して他船はその操業を妨げてはならない。</p> <p>(8) 延縄漁法の操業については、次により行うものとする。</p> <p>ただし、渡島檜山地区の操業船は地区部会の操業規約に準ずることとする。</p> <p>ア、操業禁止区域</p> <p>次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び基点第7号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって、囲まれた海域。</p> <p>基点第1号 島牧、久遠両郡界と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>基点第2号 奥尻郡奥尻町神威脇港北防波堤灯台中心点</p> <p>基点第3号 奥尻郡奥尻町青苗岬灯台中心点</p> <p>基点第4号 檜山・松前両郡界と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>基点第5号 松前郡松前町札前漁港西防波堤灯台中心点</p>	

令和8年度(案)	令和7年度	改正理由等
<p>           基点第6号 松前郡松前町松前小島灯台中心点            基点第7号 松前郡松前町白神岬灯台中心点            基点第8号 青森県東津軽郡竜飛埼灯台中心点            点 1 基点第1号から297度30分、15マイルの点            点 2 基点第2号から300度、15マイルの点            点 3 基点第3号から230度、15マイルの点            点 4 基点第4号から267度30分、15マイルの点            点 5 基点第4号から267度30分、6マイルの点            点 6 点5から正南の線と基点第5号から255度の線との交点            点 7 基点第6号から275度、5.5マイルの点            点 8 基点第6号から235度、6マイルの点            点 9 基点第6号から150度30分、5.6マイルの点            点10 基点第7号と基点第8号を結んだ線と北緯41度20分の線の交点            なお、渡島海域にあっては沿岸漁業並びにまぐろ一本釣り漁業等の同意を得て、その期間は操業禁止ライン内で操業できるものとし、その内容は松前さくら漁協に掲示する。            イ、日没から午前0時まで操業を禁止する。            ウ、使用する漁具の総延長距離10,000メートル以内、針数200本以内とする。         </p> <p>3. 安全操業</p> <p>(1) 操業中気象が急変し、又はそのおそれがあると判断したときは船団長は副船団長と協議して帰港の指令を発することがある。</p> <p>(2) 荒天の場合、単独操業を禁止する。</p>	<p>           基点第6号 松前郡松前町松前小島灯台中心点            基点第7号 松前郡松前町白神岬灯台中心点            基点第8号 青森県東津軽郡竜飛埼灯台中心点            点 1 基点第1号から297度30分、15マイルの点            点 2 基点第2号から300度、15マイルの点            点 3 基点第3号から230度、15マイルの点            点 4 基点第4号から267度30分、15マイルの点            点 5 基点第4号から267度30分、6マイルの点            点 6 点5から正南の線と基点第5号から255度の線との交点            点 7 基点第6号から275度、5.5マイルの点            点 8 基点第6号から235度、6マイルの点            点 9 基点第6号から150度30分、5.6マイルの点            点10 基点第7号と基点第8号を結んだ線と北緯41度20分の線の交点            なお、渡島海域にあっては沿岸漁業並びにまぐろ一本釣り漁業等の同意を得て、その期間は操業禁止ライン内で操業できるものとし、その内容は松前さくら漁協に掲示する。            イ、日没から午前0時まで操業を禁止する。            ウ、使用する漁具の総延長距離10,000メートル以内、針数200本以内とする。         </p> <p>3. 安全操業</p> <p>(1) 操業中気象が急変し、又はそのおそれがあると判断したときは船団長は副船団長と協議して帰港の指令を発することがある。</p> <p>(2) 荒天の場合、単独操業を禁止する。</p>	

令和8年度（案）	令和7年度	改正理由等
<p>4. 自主規制及び被害補償</p> <p>(1) 本協定に違反した操業船は、別に定める罰則規定を適用する。</p> <p>(2) 操業船の中に未承認船を確認した場合には、当該所属すべき船団及び所属組合は責任をもって当該船の操業を中止させるとともに、その結果について関係する行政機関及び海区漁業調整委員会に報告すること。</p> <p>(3) 本協定を遵守するも万一漁具に被害が発生した場合は、当該当事者間において操業期間中に誠意をもって解決を図ること。</p> <p>5. 操業協定事項の徹底</p> <p>(1) 各関係漁業協同組合は、以上の趣旨を責任をもって関係漁業者への指導浸透を図り、いやしくも本協定の不知をもって抗弁する事のないよう周知徹底すること。</p> <p>(2) 本協定を遵守させるため、あらかじめ地元船団が指定した指導船（指導船を表示した標旗を掲示）の指示に従わなければならない。</p> <p>6. 有効期間</p> <p>この操業協定の有効期間は、本協定締結の日から翌年1月31日までとする。</p> <p>ただし、毎年、本協定が締結されるまでの間は、前年の操業協定を踏襲する。</p> <p>7. その他</p> <p>(1) その他前各項の定めがない事項又は緊急を要する事態が発生した場合は、各船団長と協議のうえ決定する。</p> <p>(2) 違反事例の処分については、罰則規定に基づき違反した海域を所轄する船団長及び懲罰委員（7名）が合同協議のうえ決定する。</p> <p>以上の協定を遵守するため、相互押印し、関係代表者それぞれ押印した写し、各1通を保有する。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>	<p>4. 自主規制及び被害補償</p> <p>(1) 本協定に違反した操業船は、別に定める罰則規定を適用する。</p> <p>(2) 操業船の中に未承認船を確認した場合には、当該所属すべき船団及び所属組合は責任をもって当該船の操業を中止させるとともに、その結果について関係する行政機関及び海区漁業調整委員会に報告すること。</p> <p>(3) 本協定を遵守するも万一漁具に被害が発生した場合は、当該当事者間において操業期間中に誠意をもって解決を図ること。</p> <p>5. 操業協定事項の徹底</p> <p>(1) 各関係漁業協同組合は、以上の趣旨を責任をもって関係漁業者への指導浸透を図り、いやしくも本協定の不知をもって抗弁する事のないよう周知徹底すること。</p> <p>(2) 本協定を遵守させるため、あらかじめ地元船団が指定した指導船（指導船を表示した標旗を掲示）の指示に従わなければならない。</p> <p>6. 有効期間</p> <p>この操業協定の有効期間は、本協定締結の日から翌年1月31日までとする。</p> <p>ただし、毎年、本協定が締結されるまでの間は、前年の操業協定を踏襲する。</p> <p>7. その他</p> <p>(1) その他前各項の定めがない事項又は緊急を要する事態が発生した場合は、各船団長と協議のうえ決定する。</p> <p>(2) 違反事例の処分については、罰則規定に基づき違反した海域を所轄する船団長及び懲罰委員（7名）が合同協議のうえ決定する。</p> <p>以上の協定を遵守するため、相互押印し、関係代表者それぞれ押印した写し、各1通を保有する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年4月30日</p>	<p>調印年月日の更新</p>

令和8年度（案）

渡島檜山海域におけるまぐろ漁業の  
操業に関する罰則規定

1 本協定に違反した操業船は、次によるものとする。

違反事項	処分内容
操業禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5日間の操業停止とする。</li> <li>・ 再犯の場合は当該年度操業停止とする。</li> <li>・ 次年度以降については別途協議する。</li> </ul>
使用する漁具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳重注意とする。</li> <li>・ 再犯の場合は当該年度操業停止とする。</li> <li>・ 次年度以降については別途協議する。</li> </ul>
その他事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳重注意とする。</li> <li>・ 再犯の場合は別途協議する。</li> </ul>

2 上欄中「協議」とあるのは、本協定その他の（2）による協議を経て決定する。

なお、この場合は、事前に海区漁業調整委員会と協議することとする。

|

令和7年度

渡島檜山海域におけるまぐろ漁業の  
操業に関する罰則規定

1 本協定に違反した操業船は、次によるものとする。

違反事項	処分内容
操業禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5日間の操業停止とする。</li> <li>・ 再犯の場合は当該年度操業停止とする。</li> <li>・ 次年度以降については別途協議する。</li> </ul>
使用する漁具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳重注意とする。</li> <li>・ 再犯の場合は当該年度操業停止とする。</li> <li>・ 次年度以降については別途協議する。</li> </ul>
その他事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳重注意とする。</li> <li>・ 再犯の場合は別途協議する。</li> </ul>

2 上欄中「協議」とあるのは、本協定その他の（2）による協議を経て決定する。

なお、この場合は、事前に海区漁業調整委員会と協議することとする。

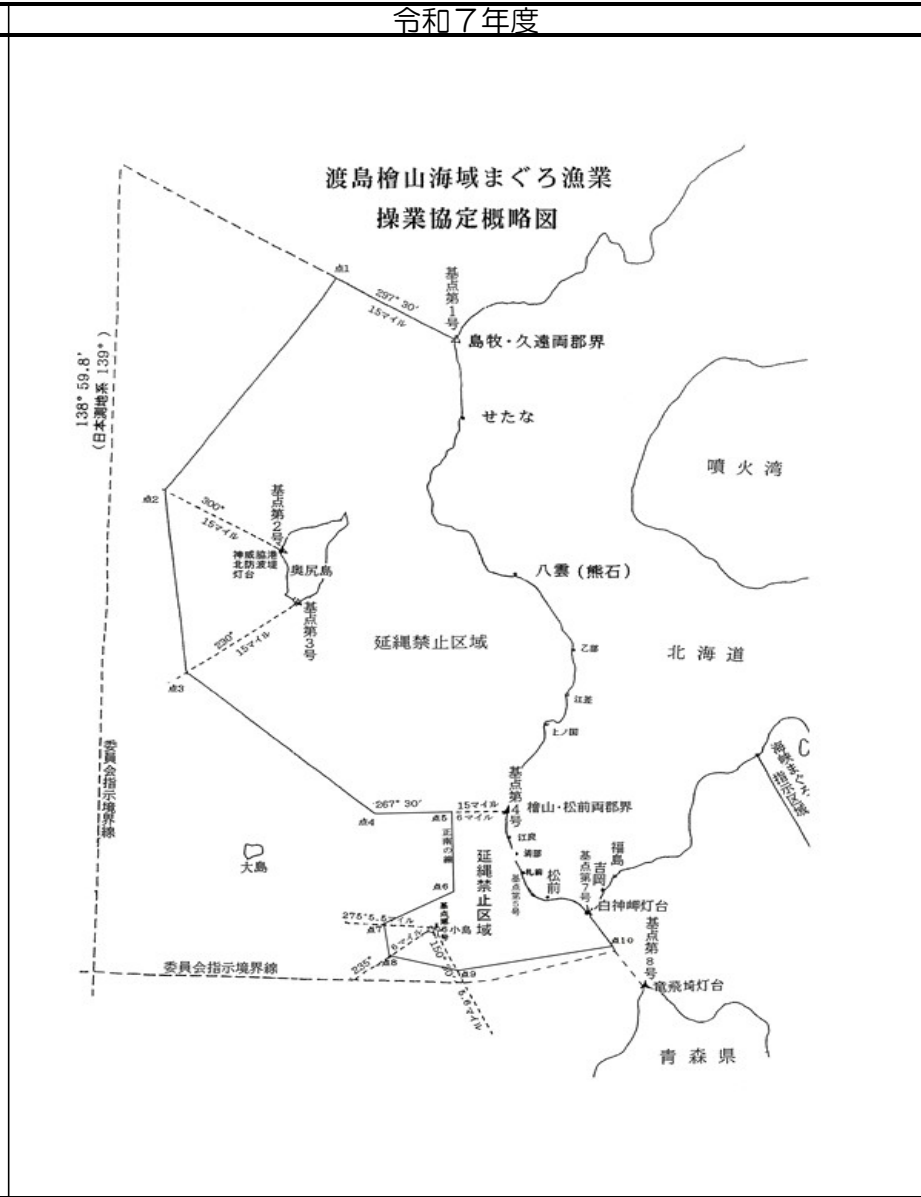
|

改正理由等

令和8年度(案)

令和7年度

改正理由等



改正理由等

令和8年度(案)	令和7年度	改正理由等
<p>松前地区まぐろ漁業者 松前さくらマグロはえなわ部会 会長 堀川 真治(ホリカワ シンジ)</p> <p>戸井地区まぐろ漁業者 下山 浩助(シモヤマ コウスケ)</p> <p>檜山地区 檜山まぐろ連合協議会 会長 松崎 敏文(マツザキ トシフミ)</p> <p>留萌地区 留萌管内まぐろ漁業協議会 会長 三浦 信明(ミウラ ノブアキ)</p> <p>石狩後志地区 まぐろ漁業者 柴田 幸信(シバタ ユキノブ)</p> <p>青森県 まぐろ漁業者 大西 忠(オオニシ タダシ)</p> <p>千葉県 まぐろ漁業者 嶋津 圭一(シマツ ケイイチ)</p>	<p>松前地区まぐろ漁業者 松前さくらマグロはえなわ部会 会長 堀川 真治(ホリカワ シンジ)</p> <p>戸井地区まぐろ漁業者 下山 浩助(シモヤマ コウスケ)</p> <p>檜山地区 檜山まぐろ連合協議会 会長 花田 英一(ハナダ エイイチ)</p> <p>留萌地区 留萌管内まぐろ漁業協議会 会長 三浦 信明(ミウラ ノブアキ)</p> <p>石狩後志地区 まぐろ漁業者 柴田 幸信(シバタ ユキノブ)</p> <p>青森県 まぐろ漁業者 大西 忠(オオニシ タダシ)</p> <p>千葉県 まぐろ漁業者 嶋津 圭一(シマツ ケイイチ)</p>	<p>代表者の変更</p>

令和8年度（案）	令和7年度	改正理由等
<p>漁業協同組合代表  渡島代表  松前さくら漁業協同組合  代表理事組合長 吉田 直樹（ヨシダ ナオキ）</p> <p>檜山代表  ひやま漁業協同組合  代表理事組合長 工藤 幸博（クドウ ユキヒロ）</p> <p>立 会 人  青森県農林水産部水産局水産振興課  水産振興課長 石戸 義人（イシト ヨシト）</p> <p>北海道檜山振興局産業振興部水産課  水産課長 佐々木 剛生（ササキ ゴウキ）</p> <p>北海道渡島総合振興局産業振興部水産課  水産課長 堤 輔（ツツミ タスク）</p> <p>留萌海区漁業調整委員会  会 長 石田 和夫（イシダ カズオ）</p> <p>石狩後志海区漁業調整委員会  会 長 池守 力（イケモリ チカラ）</p> <p>檜山海区漁業調整委員会  会 長 工藤 幸博（クドウ ユキヒロ）</p> <p>渡島海区漁業調整委員会  会 長 阿部 国雄（アベ クニオ）</p>	<p>漁業協同組合代表  渡島代表  松前さくら漁業協同組合  代表理事組合長 吉田 直樹（ヨシダ ナオキ）</p> <p>檜山代表  ひやま漁業協同組合  代表理事組合長 工藤 幸博（クドウ ユキヒロ）</p> <p>立 会 人  青森県農林水産部水産局水産振興課  水産振興課長 石戸 義人（イシト ヨシト）</p> <p>北海道檜山振興局産業振興部水産課  水産課長 佐々木 剛生（ササキ ゴウキ）</p> <p>北海道渡島総合振興局産業振興部水産課  水産課長 堤 輔（ツツミ タスク）</p> <p>留萌海区漁業調整委員会  会 長 石田 和夫（イシダ カズオ）</p> <p>石狩後志海区漁業調整委員会  会 長 池守 力（イケモリ チカラ）</p> <p>檜山海区漁業調整委員会  会 長 工藤 幸博（クドウ ユキヒロ）</p> <p>渡島海区漁業調整委員会  会 長 阿部 国雄（アベ クニオ）</p>	

令和 8 年 度

渡島檜山海域におけるまぐろ漁業の  
操業協定書（案）

渡島海区漁業調整委員会

檜山海区漁業調整委員会

# 渡島檜山海域におけるまぐろ漁業の操業協定書

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会による令和8年度における日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号、1の(1)の工、渡島檜山海域を漁場として操業する漁業者は、共存と互譲の精神をもって漁業の秩序を守り漁場の有機的活用を図るため、次のとおり協定する。

## 協 定 事 項

### 1. 船団の編成

まぐろ漁業承認船は、次により船団を編成して各船団ごとに船団長1名、副船団長1名を選出するものとする。

- (1) 渡島総合振興局及び檜山振興局管内船は、各地区ごとに1船団とする。
- (2) 道内船（渡島総合振興局及び檜山振興局管内船を除く）は、所属海区ごとに1船団とするが、渡島地区の船団又は檜山地区の船団のいずれかに所属出来るものとする。
- (3) 道外船にあつては、県別に1船団とするが、渡島地区の船団又は檜山地区の船団のいずれかに所属することが出来るものとする。

### 2. 操業方法

まぐろ漁業の操業方法は、次により行うものとする。

- (1) まぐろ船団は、船団長の指示に従って操業すること。  
なお、船団長不在の場合は、副船団長が指示を行うこと。
- (2) 生きトビウオの使用は禁止する。
- (3) 他船の漁具が流れていても、当該船からの依頼のない限り絶対に揚げないこと。
- (4) 操業中の船間無線連絡は、1W（27,964KHZ）を使用すること。
- (5) 漁具には標識を付け船名及び所属組合名を明記すること。
- (6) えさ釣又は操業を行うときは、必ず2隻以上で出漁すること。
- (7) 引き釣及び浮き流し漁法の操業については、次により行うものとする。

ア、当該海域で承認船が操業する場合、各船団の船団長並びに副船団長は協議のうえ操業開始時刻を決定し、各船はこれに従い操業しなければならない。

イ、浮き流し漁法の浮き個数は7個以内とする。

ただし、離島小島周辺1.5マイル以内は夜明け後2時間は浮き玉4個以内とし、浮き玉の総延長は200メートル以内とする。

- ウ、浮き流し操業船の間隔は50メートル以上とする。
- エ、引き釣り漁法のハリスの長さは100メートル以内とする。  
ただし、ジャンボ漁法で操業する場合は、漁具の長さ300メートル以内とする。
- オ、魚群を最初に発見し旋回している船に対して他船はその操業を妨げてはならない。

(8) 延縄漁法の操業については、次により行うものとする。

ただし、渡島檜山地区の操業船は地区部会の操業規約に準ずることとする。

ア、操業禁止区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び基点第7号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって、囲まれた海域。

- 基点第1号 島牧、久遠両郡界と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第2号 奥尻郡奥尻町神威脇港北防波堤灯台中心点
- 基点第3号 奥尻郡奥尻町青苗岬灯台中心点
- 基点第4号 檜山・松前両郡界と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第5号 松前郡松前町札前漁港西防波堤灯台中心点
- 基点第6号 松前郡松前町松前小島灯台中心点
- 基点第7号 松前郡松前町白神岬灯台中心点
- 基点第8号 青森県東津軽郡竜飛埼灯台中心点
- 点 1 基点第1号から297度30分、15マイルの点
- 点 2 基点第2号から300度、15マイルの点
- 点 3 基点第3号から230度、15マイルの点
- 点 4 基点第4号から267度30分、15マイルの点
- 点 5 基点第4号から267度30分、6マイルの点
- 点 6 点5から正南の線と基点第5号から255度の線との交点
- 点 7 基点第6号から275度、5.5マイルの点
- 点 8 基点第6号から235度、6マイルの点
- 点 9 基点第6号から150度30分、5.6マイルの点
- 点10 基点第7号と基点第8号を結んだ線と北緯41度20分の線の交点

なお、渡島海域にあっては沿岸漁業並びにまぐろ一本釣り漁業等の同意を得て、その期間は操業禁止ライン内で操業できるものとし、その内容は松前さくら漁協に掲示する。

- イ、日没から午前0時まで操業を禁止する。
- ウ、使用する漁具の総延長距離10,000メートル以内、針数200本以内とする。

### 3. 安全操業

- (1) 操業中気象が急変し、又はそのおそれがあると判断したときは船団長は副船団長と協議して帰港の指令を発することがある。
- (2) 荒天の場合、単独操業を禁止する。

### 4. 自主規制及び被害補償

- (1) 本協定に違反した操業船は、別に定める罰則規定を適用する。
- (2) 操業船の中に未承認船を確認した場合には、当該所属すべき船団及び所属組合は責任をもって当該船の操業を中止させるとともに、その結果について関係する行政機関及び海区漁業調整委員会に報告すること。
- (3) 本協定を遵守するも万一漁具に被害が発生した場合は、当該当事者間において操業期間中に誠意をもって解決を図ること。

### 5. 操業協定事項の徹底

- (1) 各関係漁業協同組合は、以上の趣旨を責任をもって関係漁業者への指導浸透を図り、いやしくも本協定の不知をもって抗弁する事のないよう周知徹底すること。
- (2) 本協定を遵守させるため、あらかじめ地元船団が指定した指導船(指導船を表示した標旗を掲示)の指示に従わなければならない。

### 6. 有効期間

この操業協定の有効期間は、本協定締結の日から翌年1月31日までとする。  
ただし、毎年、本協定が締結されるまでの間は、前年の操業協定を踏襲する。

### 7. その他

- (1) その他前各項の定めがない事項又は緊急を要する事態が発生した場合は、各船団長と協議のうえ決定する。
- (2) 違反事例の処分については、罰則規定に基づき違反した海域を所轄する船団長及び懲罰委員(7名)が合同協議のうえ決定する。

以上の協定を遵守するため、相互押印し、関係代表者それぞれ押印した写し、各1通を保有する。

令和8年 月 日

## 渡島檜山海域におけるまぐろ漁業の 操業に関する罰則規定

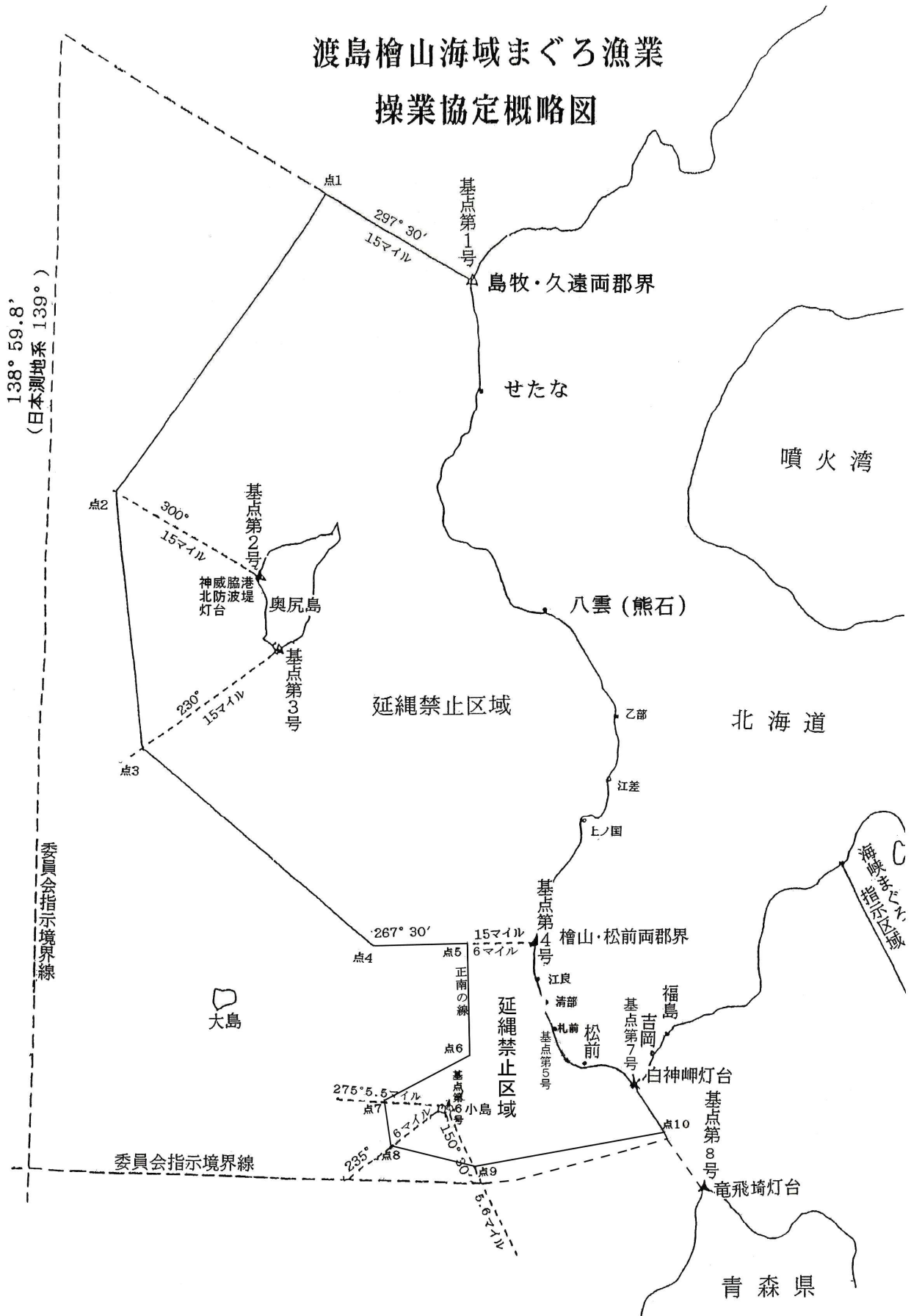
1 本協定に違反した操業船は、次によるものとする。

違反事項	処分内容
操業禁止区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 5日間の操業停止とする。</li><li>・ 再犯の場合は当該年度操業停止とする。</li><li>・ 次年度以降については別途協議する。</li></ul>
使用する漁具	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 嚴重注意とする。</li><li>・ 再犯の場合は当該年度操業停止とする。</li><li>・ 次年度以降については別途協議する。</li></ul>
その他事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 嚴重注意とする。</li><li>・ 再犯の場合は別途協議する。</li></ul>

2 上欄中「協議」とあるのは、本協定その他の（2）による協議を経て決定する。

なお、この場合は、事前に海区漁業調整委員会と協議することとする。

# 渡島檜山海域まぐろ漁業 操業協定概略図



まぐろ漁業代表

松前地区まぐろ漁業者

松前さくらマグロはえなわ部会  
会長 堀川 真治

戸井地区まぐろ漁業者  
下山 浩助

檜山地区

檜山まぐろ連合協議会  
会長 松崎 敏文

留萌地区

留萌管内まぐろ漁業協議会  
会長 三浦 信明

石狩後志地区

まぐろ漁業者  
柴田 幸信

青森県

まぐろ漁業者  
大西 忠

千葉県

まぐろ漁業者  
嶋津 圭一

漁業協同組合代表

渡島代表

松前さくら漁業協同組合

代表理事組合長 吉田 直樹

檜山代表

ひやま漁業協同組合

代表理事組合長 工藤 幸博

立 会 人

青森県農林水産部水産局水産振興課

水産振興課長 石戸 義人

北海道檜山振興局産業振興部水産課

水産課長 佐々木 剛生

北海道渡島総合振興局産業振興部水産課

水産課長 堤 輔

留萌海区漁業調整委員会

会 長 石田 和夫

石狩後志海区漁業調整委員会

会 長 池守 守

檜山海区漁業調整委員会

会 長 工藤 幸博

渡島海区漁業調整委員会

会 長 阿部 国雄